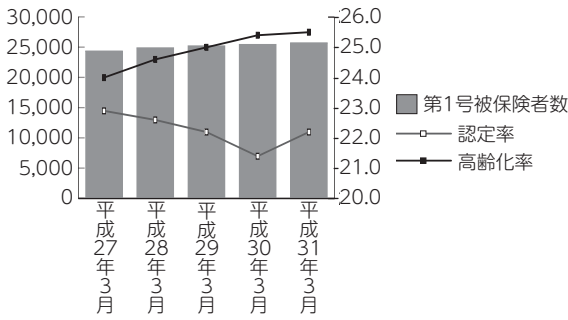
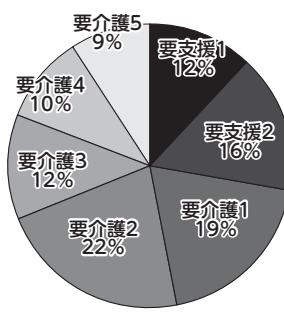


高齢化率と認定率の推移



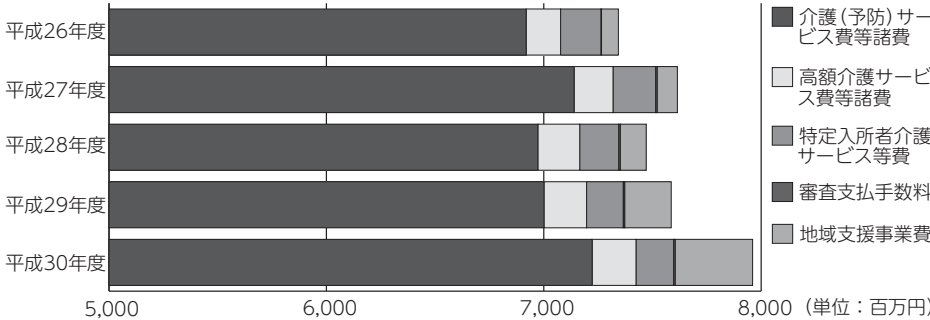
介護認定の状況 (平成31年3月)



介護保険の運営状況
平成31年3月末の第1号被保険者数は25,687人、高齢化率は25.5%となっています。そのうち、5,701人が介護認定を受けています。

介護保険
問合先 介護保険課

介護給付費等の推移



平成31年3月末の介護認定の状況は、要支援の認定を受けている人が28%、要介護認定を受けている人が72%となっています。介護度の割合を見ると、要介護1と要介護2の人の合計が41%、要介護3～5が31%で、要支援を含めた軽度者の割合が高くなっています。

65歳以上の人は 介護保険第1号被保険者
市内在住者が65歳になった場合や、65歳以上の人が市内に転入した場合、本市の介護保険第1号被保険者となります。

平成30年度の介護給付費等の状況は、平成30年度の総計は79億6千万円となり、介護報酬が改定されたこともあり平成29年度に比べ4.9%の高い伸びとなりました。介護給付費は介護保険料算定の基礎となる金額です。そのため、市では平成24年度より負担の公平性や給付の適正化を図るため、不要なサービスが提供されていないかなどをチェックする介護給付費等適正化事業の取組を進めています。今後とも安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者自身の健康増進への取組、また、介護保険料の納付にご理解ご協力をお願いします。

所得税確定申告にかかる証明

申請・問合先 介護保険課

■在宅の要介護者などのおむつ代の医療費控除

寝たきりなどで、おむつを使用している場合、確定申告の際に、おむつ代の領収書に医師が作成した「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除を申告することができます。また、2年目以降の申告には、市が発行する「確認書」をおむつ使用証明書に代えることができます場合があります。

■介護保険「要支援・要介護認定者」の障害者控除

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受け、身体障害者に準じる者と認定される場合は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

確認書・障害者控除対象者認定書の交付を受ける場合は、証明手数料(400円)が必要です(即日交付はできません)。

■納めた介護保険料の社会保険料控除

1月～12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象とすることができます。特別徴収(年金天引き)した介護保険料は本人の所得申告でのみ控除対象とすることができます。

普通徴収(納付書・口座振替)で納めた介護保険料がある人には、「介護保険料納付額確認書」を来年1月末に送付します。

※介護保険料を全額特別徴収(年金天引き)で納めている人には送付しませんので、日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。

1号被保険者となり、介護保険証や介護保険料の通知書、納付書などを送ります。
介護保険料 4月1日現在(転入の場合は転入時、65歳になる場合は誕生日の前日)の世帯員の住民税課税状況と、本人の昨年中の課税年金収入額や合計所得金額(*)、住民税課税状況により決定します(保険料の算出方法は広報7月号をご覧ください)。保険料決定額は納入通知書でお知らせします。

(*) **合計所得金額**…地方税法第292条第1項第13号に規定される金額(年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、純損失・雑損失・居住用資産等の譲渡損失・上場株式等に係る譲渡損失・先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除前の金額、土地・家屋等の譲渡所得は特別控除適用前の金額)を言います。(扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です) ※保険料の算定は、土地・家屋等に係る譲渡所得の特別控除を差し引いて計算します。

国民健康保険

問合せ先 国保年金課

加入・脱退の届出は

14日以内に

国民健康保険に加入している人が、就職や扶養認定されるなど社会保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。勤務先の新しい保険証と国民健康保険証を持参し、届出をしてください。

また、勤務先を退職して健康保険の任意継続をしなかった場合や、扶養から外れるなど社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険に加入することになります。勤務先で加入していた健康保険の資格喪失証明書を持参し、喪失日（*）から14日以内（厳守）に届出をしてください。

国民健康保険への加入は、直前に加入していた健康保険の喪失日までさかのぼります（最長2年間）。保険料も届出月ではなく加入月（資格取得月）から負担することになり、届出が遅れた期間には、保険での医療費負担も原則でさませるので注意してください。

（*）喪失日：健康保険の資格が切れた日

「任意継続制度」って？

勤務先の健康保険に一定の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間を限度に継続加入できる制度です。保険料は会社負担分も含めた額（限度額あり）です。退職日の翌日から20日以内（厳守）に全国健康保険協会大阪支部または勤務していた会社の健康保険組合で手続きしてください。

退職する場合は、国民健康保険と任意継続のどちらを選択するのかをよく検討してください。



おトクな健康アプリ

「アスマイル」

府が提供する「おおさか健活マイレージアスマイル」は、府民の健康づくりをサポートするアプリです。1月から府内市町において先行実施を行っていましたが、10月から府内全市町村での本格実施が始まりました。

朝食を食べる、歩く、歯を磨く、健診を受けるなどの毎日の健康活動でポイントが貯まり、

貯まったポイントで飲み物や電子マネーなどが当たる抽選に参加できます。また、40歳以上の泉佐野市国民健康保険加入者は特定健診を受診すると、3,000円分の電子マネーなどと交換できるポイントがもらえます。詳しくはアスマイル公式ホームページ（<https://www.asmile.pref.osaka.jp/>）をご覧ください。

問合せ先 12月29日（日）～来年1月3日（金）を除く午前9時～午後5時に、おおさか健活マイレージアスマイル事務局（☎06・6131・5804 Fax06・6452・5266）へ

※左のQRコードからも検索できます。



▶公式アプリ
QRコード



12月は国民健康保険料 徴収強化月間

保険料は医療費や出産一時金などの給付の費用にあてられる国保の大切な財源です。保険料徴収を強化するため、夜間の電話・訪問催告などを実施します。納期限を過ぎると、保険料のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めていただくことにもなります。また、未納のままにしておくと、保険証の有効期間や保険給付に制限がかかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産を調査し、それらを差し押さえることにもなります。保険料は納期限までに納めてください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間・休日の納付相談窓口

保険料の納付および納付相談や国民健康保険の加入（他の健康保険からの切替）・資格喪失手続きもできます。

- 日時
- 12月15日（日）午前9時～正午
 - 12月16日（月）～20日（金）午後5時30分～8時
- 場所 国保年金課

国民年金 問合先 国保年金課

障害基礎年金

国民年金加入中や、老齢基礎年金受給前の60～64歳に初診を受けた病気やケガが原因で心身に障害が残り、次の①②のいずれにも該当する場合は、障害基礎年金を受けることができます。

※20歳前に初診日のある病気やケガにより障害の状態になった場合は、②のみに該当すれば障害基礎年金を受けることができます。(所得制限あり)

①初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間(一部免除は納付している期間)、納付猶予期間および学生納付特例期間を合わせた期間が、その被保険者期間の3分の2以上あること

※令和8年4月1日以前に初診を受けた場合は、初診日の前々月からさかのぼった1年間に保険料未納期間がないこと

②障害認定日(病気やケガにより、初めて診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、またはそれ以前でも症状が固定した場合はその日)に国民年金法に

定められた障害等級1・2級の状態になっていること

※障害認定日以降に障害の程度が増進し、65歳になるまでに1・2級に該当した場合も申請できます。

年金額(平成31年度)

- 1級：975,125円
- 2級：780,100円

※受給者に生計を維持する子(年度末において18歳未満の子、または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子)がいる場合は加算があります。

過去の国民年金任意加入対象期間(海外在住期間など除く)に加入していなかったことにより、その当時負った障害で障害基礎年金などを受給していない人に、国民年金制度の発展過程において生じた特別事情をかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」があります。

受給額は障害基礎年金額と異なります。また、経過的福祉手当を受給中の人は併給できません。

※詳しくは問い合わせてください。



各種相談の案内

気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたる場合は変更する場合があります。

◎法律相談【予約制】

月曜日(第2月曜日除く)、第2水曜日
13:00～16:45(1つの内容で1回限り)
市役所1階相談室(問合先：人権推進課)

◎労働相談【予約制】

第2木曜日 13:00～15:05(1つの内容で1回限り)
市役所1階相談室(問合先：人権推進課)

◎行政相談

第3月曜日 13:30～16:00(受付は15:30まで)
市役所会議室(問合先：人権推進課)

◎人権擁護委員による人権相談

第3月曜日 13:30～16:00(受付は15:30まで)
市役所会議室ほか(問合先：人権推進課)

◎総合生活相談(人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談)

●月～金曜日 9:30～16:30

人権推進課

南部市民交流センター本館(☎466-6464)

北部市民交流センター本館(☎464-5726)

まちの活性課(就労支援のみ ☎469-3131)

公益社団法人 泉佐野市人権協会

(☎458-7444)

●第3土曜日 10:00～12:00【予約制】

申込・問合先 その週の月曜日までに人権推進課へ

◎女性のための電話相談(☎469-7402)

第1～4水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00
問合先 いずみさの女性センター
(☎469-7125)

◎女性のための面接相談【予約制】

相談日・時間は予約時に問い合わせてください。夜間相談あり
問合先 いずみさの女性センター
(☎469-7125)

◎経営相談【予約制】

12月3日(火)・17日(火) 13:00～17:50

消費生活センター

(問合先：まちの活性課 ☎469-3131)

◎消費生活相談

月～金曜日 9:00～16:30

消費生活センター(☎469-2240)

◎司法書士総合相談【予約制】

水曜日 13:30～16:30 消費生活センター

申込 大阪司法書士会(☎06-6943-6099)

受付 月～金曜日 10:00～16:00

◎行政書士相談(相続・遺言など)【予約制】

第4金曜日 13:00～16:00 市役所1階相談室

申込 大阪府行政書士会泉州支部

(☎483-7373)

◎税理士による税務相談

第3水曜日(2・3月除く)

13:00～16:00(受付は15:30まで)

市役所1階相談室(問合先：税務課)

◎国民健康保険料夜間納付相談

第3木曜日(祝日除く) 17:30～20:00

国保年金課

◎後期高齢者医療保険料夜間納付相談

第3木曜日(祝日除く) 17:30～20:00

国保年金課

◎家庭児童相談(☎463-1937)

月～金曜日 9:00～17:00

◎子どもフリーダイヤル(☎0120-510-783)

月～金曜日 9:00～17:00

◎育児相談

●月～金曜日 9:00～16:00

すえひろこども園(☎466-5826)

●月～金曜日 10:00～16:00

地域子育て支援センター(☎469-3700)

◎子育て電話相談

鶴原保育園(☎463-0065)

月～金曜日 10:00～16:00

◎母子・父子・寡婦家庭の相談

月～水・金曜日 9:00～17:00 子育て支援課

◎教育相談

●さわやかルーム(☎447-7312)

月～金曜日 10:15～15:30

●シャイン(☎464-8750)

月～金曜日 10:15～15:30

◎身障者相談

第2・4金曜日 13:00～15:00

社会福祉センター2階(問合先：地域共生推進課)

◎知的障害児(者)よろず相談

第4金曜日 10:00～12:00

社会福祉センター2階(問合先：地域共生推進課)

◎心配ごと相談

●月曜日(第4月曜日除く) 13:00～16:00

社会福祉センター2階相談室

●第4月曜日 シャッピーハウス(佐野公民館隣)

(問合先：社会福祉協議会 ☎469-2155)

◎福祉総合相談

月～金曜日 8:45～17:15

社会福祉センター1階(問合先：基幹包括支援センターいずみさの ☎464-2977 Fax462-5400)

◎赤ちゃん相談【予約制】

第3水曜日 9:30～11:00

健診センター(問合先：健康推進課)

◎健康相談・栄養相談【予約制】

第3火曜日 9:30～12:00 健康推進課

◎肝炎ウイルス検査【予約制】

第1水曜日(祝日除く) 9:30～10:00

泉佐野保健所(☎462-7703)

◎HIV即日検査(希望者には梅毒即日検査も実施・匿名可)

第1・3月曜日(祝日除く) 13:00～14:00

泉佐野保健所(☎462-7703)

◎こころの健康相談(アルコール依存症・認知症含む)【予約制】

月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45

泉佐野保健所(☎462-4600)

◎医療に関する相談

月～金曜日(祝日除く) 9:30～16:00

泉佐野保健所(☎462-7701)

